

# 合併協定書

平成16年9月19日

大宮町 紀勢町 大内山村

## 1 合併の方式

度会郡大宮町、同郡紀勢町、同郡大内山村を廃し、その区域をもって新しい町を設置する新設合併（対等合併）とする。

## 2 合併の期日

平成17年2月14日（月曜日）とする。

## 3 新町の名称

新町の名称は、「大紀町」とする。読み方については、「たいきちょう」とする。

## 4 新町の事務所の位置

新町の事務所の位置については、大宮町大字滝原1610番地1の大宮町役場を本庁とし、紀勢町及び大内山村には総合支所機能を有する支所を置く。ただし、支所に一部行政機能・組織を持たせた一部分庁とする。

## 5 財産の取扱い

3町村の所有する財産及び債務は、すべて新町に引継ぐものとする。

## 6 議会の議員の定数及び任期の取扱い

1. 議会の議員については、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第6条及び第7条の特例を適用せず、地方自治法第91条第1項に定める新町の議会の議員の定数は、18人とする。
2. 新町の設置後最初に行われる選挙に限り、公職選挙法第15条第6項の規定を適用し、大宮町、紀勢町、大内山村の3つの区域に選挙区を設けるものとする。
3. 各選挙区において選挙すべき定数は、公職選挙法施行令第9条の規定を適用し、大宮町8人、紀勢町7人、大内山村3人とする。

## 7 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い

1. 新町に1つの農業委員会を置き、3町村の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、新町発足後1年間引続き新町の農業委員会の選挙による委員として在任する。
2. 在任特例適用後の新町の選挙による委員の定数は、20人とする。
3. 新町において、新たに選任される委員の任期は、選挙による委員の在任期間とする。

## 8 地方税の取扱い

1. 市町村民税、固定資産税、軽自動車税、市町村たばこ税、鉱産税、入湯税及び特別土地保有税の税率については、3町村で差異がないので、町税として現行のとおり新町に引継ぐものとする。
2. 3町村で差異のある税制については、次のとおり取扱い新町に引継ぐものとする。
  - (1) 市町村民税（個人）の普通徴収に係る納期については、地方税法第320条の規定に基づき、6月、8月、10月及び翌年1月とする。
  - (2) 固定資産税の納期については、地方税法第362条の規定に基づき、4月、7月、12月及び翌年2月とする。
  - (3) 軽自動車税の賦課期日は、地方税法第445条の規定に基づき4月1日とし、納期については大宮町、大内山村を例として5月とする。
  - (4) 入湯税については、大内山村を例として課税免除制度を設ける。
  - (5) 固定資産税の特例による減免措置及び不均一課税については、大宮町を例として新町へ引継ぐものとする。

## 9 一般職の職員の身分の取扱い

3町村の一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第9条の規定により、すべて新町の職員として引継ぐものとする。

- (1) 職員数については、新町において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努める。
- (2) 職員の職名、職務については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から、合併時に統一する。
- (3) 職員の給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から、調整し統一する。

## 10 特別職の身分の取扱い

特別職の職員（消防団員は除く）については、その設置、人数、任期、報酬等について、法令の定めるところに従い、次のとおり調整する。

- (1) 新町の職務執行者については、合併までに3町村の長が別に協議して定めるものとする。
- (2) 町長、助役、収入役及び教育長の任期等については、法令の定めるところによる。給料については、現行の給料額をもとに新町において速やかに調整する。
- (3) 議会の議員の報酬については、現行の報酬額をもとに新町において速やかに調整する。
- (4) 法令の定めるところにより、行政委員会の委員は新町において設置する。
- (5) その他の審議会・委員会等の付属機関の内、新町においても引続き設置する必要のあるものは、現在の任期及び報酬額をもとに調整し、新町において新たに設置する。

## 11 条例、規則等の取扱い

条例、規則等については、合併協議会で協議、確認された各種事務事業等の調整内容に基づき、次の区分により整備する。

- (1) 合併と同時に町長職務執行者の専決処分又は職権により即時制定し、施行させるもの。
- (2) 合併後、一定の地域に暫定的に施行するもの。
- (3) 合併後、逐次制定し、施行するもの。

## 12 事務組織及び機構の取扱い

1. 新町の組織は、住民サービスの低下を招かないよう十分配慮する。
2. 新町における事務組織及び機構は、「新町の組織機構の整備方針」に基づき整備する。ただし、新町において必要がある場合には、その組織及び運営を見直し、適正化を図るものとする。

## 13 一部事務組合等の取扱い

### 1. 一部事務組合の取扱い

- (1) 一部事務組合については、合併の日の前日をもって当該組合等から脱退し、新町において新たに当該組合等に加入する。

- (2) 紀伊長島・大内山斎苑組合については、構成町との調整を図り、合併前日で解散し、新町で新たに設立する。ただし、新町において構成町と管理運営について協議する。
2. 広域連合の取扱い  
度会広域連合及び香肌奥伊勢資源化広域連合は、合併の日の前日をもって当該連合から脱退し、新町において新たに当該連合に加入する。
3. 附属機関・諮問機関等の取扱い  
合併前日に消滅し、法律等で設置が必要となる機関等については、合併時に設置し、他の機関については新町において速やかに設置する。
4. 任意協議会等の取扱い
  - (1) 構成団体との調整を図り、合併の前日で当該協議会等から脱退し、新町において加入が必要な協議会等については新町において加入する。
  - (2) 3町村内で組織する協議会等は、合併の日の前日をもって廃止し、必要な事務は新町に引継ぐものとする。

#### 14 使用料、手数料等の取扱い

1. 施設の使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、各町村で同一または類似する施設の使用料については、新町において調整し統一する。また、地域に密着する集会所等の施設については、社会福祉の向上を図るため、使用料は合併時に無料とし、営利を目的とする者及び町外者が使用する場合については、新町において新たに例規を制定し、使用料を徴収する。
2. 手数料については、住民の一体性の確保を図るとともに負担の公平性の原則により住民負担に配慮し、合併時に統一する。

#### 15 公共的団体等の取扱い

公共的団体等については、新町の一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重しつつ、次のとおり調整するものとする。

- (1) 3町村に共通している団体は、合併時に統合するよう調整する。
- (2) 3町村に共通している団体で、合併時に統合できない団体は、合併後速やかに統合するよう調整に努める。
- (3) 独自の目的を持つ団体は、原則として現行のとおりとする。
- (4) 社会福祉協議会については、合併時に統合する。

## 16 補助金、交付金等の取扱い

各町村の補助金、交付金等は、従来からの経緯、実情等に配慮し、新町において次のとおり調整する。

- (1) 各町村で同一或いは同種の補助金等については、速やかに関係団体等の理解と協力を得て、統一または廃止する。
- (2) 各町村独自の補助金等については、従来の実績を尊重するとともに、新町全体の均衡が保たれるよう調整する。
- (3) 他の補助金等に整理統合できる補助金等については廃止する。

## 17 行政連絡機構の取扱い

1. 行政連絡機構については、現行のとおり新町に引継ぐものとする。ただし、会議の開催については、新町において調整する。
2. 回覧・各戸文書の配布は現行のとおり新町に引継ぎ実施する。
3. 配布方法については、紀勢町を例として新町に引継ぎ、配布回数については、新町において調整する。

## 18 町・字の区域及び名称の取扱い

1. 字の区域については、大宮町、紀勢町においては、従前のとおりとし、大内山村においては、大内山村区域の全域を1つの字として新たに画する。
2. 名称については、次のとおりとする。
  - (1) 大宮町については、現行の大字名から「大字」の表記を削除する。
  - (2) 紀勢町については、現行のとおりとする。
  - (3) 大内山村については、「大内山〇〇番地」と表示する。

## 19 慣行の取扱い

1. 町章については、新町名決定後公募を行い、合併までに選定し、新町において新たに定める。
2. 町民憲章、町の花・木・鳥・魚及びキャッチフレーズは、新町において新たに定める。
3. 宣言及び表彰については、新町において調整する。
4. 名誉町民は、大宮町を例として新町において新たに定める。

## 20 国民健康保険事業の取扱い

1. 賦課方式は大宮町、大内山村を例として保険税4方式とし、賦課税率及び金額については、急激な負担増とならないよう、5年間の不均一課税とし、計画的に調整する。
2. 賦課期日、納期回数、徴収月については、大宮町を例として新町に引継ぎ実施する。ただし、12月の徴収日は12月1日から12月25日までとする。
3. 国民健康保険税の算出方法については、大宮町、大内山村を例として新町に引継ぐ。
4. 国民健康保険事業特別会計については、合併時に新町において統一する。
5. 国民健康保険運営協議会については、現行のとおり新町に引継ぐものとする。ただし、委員数については紀勢町を例として9名とし、任期・開催回数等運営については大内山村を例として新町に引継ぐものとする。
6. 高額療養費貸付事業については、紀勢町、大内山村を例として新町に引継ぎ実施する。

## 21 介護保険事業の取扱い

1. 介護保険給付については、現行のとおり新町に引継ぐものとする。
2. 第1号被保険者の介護保険料については、平成18年3月までは現行のとおりとし、新町において新介護保険事業計画を策定し、平成18年度から統一した保険料を設定する。
3. 第1号被保険者の賦課期日及び普通徴収の納期については、大宮町、紀勢町を例として、新町に引継ぐものとする。
4. 第1号被保険者の特別徴収の納期、保険料の減免、普通徴収の方法は、現行のとおり新町に引継ぐものとする。
5. 現行の介護保険事業計画（平成15年度～平成17年度）は平成17年度までそのまま適用し、新町において平成18年度から統一した新介護保険事業計画を策定する。
6. 介護保険料の収納管理については、現行のとおり新町に引継ぎ実施する。ただし、金融機関等については新町の出納室の取扱いに準じる。

## 22 消防団の取扱い

消防団は、合併時に統合するものとし、組織、運営等については次のとおりとする。

- (1) 団員定数は430人とする。

- (2) 分団編成は大宮町地区4分団、紀勢町地区4分団、大内山村地区3分団の1分団編成とする。
- (3) 消防団員の任免、報酬、手当及び分団運営費は、合併時に再編する。

## 23 各種事務事業の取扱い

### 23-1 人権事業

1. 人権事業については、新町においても引続き実施し、事業内容の充実に努めるものとする。
2. 新町において、新たな人権擁護審議会を設置し、大宮町を例として人権基本方針を策定する。
3. 生活相談員、人権研修会及び団体補助金は、大宮町を例として新町に引継ぐものとする。

### 23-2 電算システム事業

電算システム事業については、合併時に電算システムを統合し、住民サービスの低下を招かないように調整する。

### 23-3 広報広聴関係事業

1. ケーブルテレビ（行政放送）については、合併後半年を目途に新町において一斉放送ができるよう、親局を本庁に置きシステムを統一する。
2. 広報紙等の広報事業については、合併時に統合し引続き情報の提供に努める。
3. 町村政懇談会等の広聴事業については、現行のとおり実施するものとし、方法、対象地区については、新町において調整する。

### 23-4 消防防災関係事業

1. 新町において、速やかに防災会議を設置し、新たに地域防災計画を策定する。
2. 防災行政無線の運用については、次のとおりとする。
  - (1) 防災行政無線（移動系）については、統一した運用を確保するため、合併後速やかに関係機関と調整し、周波数を一本化し整備する。



- (2) 防災行政無線（固定系）については、当分の間は現行のとおりとし、関係機関と協議のうえ暫定運用を行い、合併後概ね3年以内に周波数を統一し整備する。
- (3) 放送内容については、新町において統一した放送規程を設ける。
3. 地震・津波観測については、現行のとおり新町に引継ぐものとする。
4. 防災対策実行委員会は、紀勢町を例として新町に引継ぎ、新町において再編等も含め検討する。
5. 新町において、毎年12月7日を「防災の日」とする。

### 23-5 交通対策事業

1. 自主運行バス、Cバス、福祉バス、高校生通学バスについては、現行のとおり新町へ引継ぎ実施する。ただし、新町において整合性（運行形態・運行費用・住民の意向等）を図り、合併後3年以内に調整する。
2. 高齢者等外出支援助成事業については、現行のとおり新町へ引継ぎ実施する。ただし、交通対策事業に合わせ、合併後3年以内に調整する。

### 23-6 窓口業務

1. 窓口実施業務については、本庁においては、現行のとおり新町に引継ぎ、支所においては、住民サービス・地域特性を考慮した実施業務を行うものとする。
2. 窓口業務実施時間については、現行のとおり新町に引継ぐ。
3. 本庁の閉庁時の諸証明発行業務については、大宮町、紀勢町を例として新町に引継ぎ実施する。ただし、支所の閉庁時の諸証明発行業務については、新町での宿・日直配置に合わせ調整する。
4. 徴収体制については、大宮町、大内山村を例として新町に引継ぎ実施する。
5. 他機関での諸証明事務交付委託については、現行のとおり新町に引継ぐ。ただし、JA伊勢紀勢支店柏野出張所及び紀勢町商工会（錦）への委託及び交付方法等については、合併後新町において調整する。

### 23-7 保健衛生事業

1. 母子保健事業については、新町に引継ぎ次のとおりとする。
  - (1) 妊婦・乳児健康診査の助成制度は、現行のとおり新町に引継ぎ実施する。
  - (2) 幼児健康診査については、大宮町の健診内容を例として新町に引継ぎ実施する。

2. 基本健康診査については、大宮町を例として集団健診と個別健診を新町に引継ぎ実施し、対象年齢は集団健診を30歳以上、個別健診は40歳以上を対象とし、個人負担額は、平成17年4月1日から大宮町を例として統一する。ただし、70歳以上は無料とする。
3. がん検診については、大宮町を例として総合検診とし、集団基本健康診査と全がん検診を同時に実施する。個人負担額は、平成17年4月1日から検診料金を統一する。ただし、70歳以上は無料とする。
4. 予防接種については、各町村で実施している接種方法（個別接種・集団接種）を現行のとおり新町に引継ぎ実施する。
5. 高齢者インフルエンザ接種については、現行のとおり新町に引継ぎ実施する。

### 23-8 障害者福祉事業

1. 度会三部障害者計画については、既に3町村で協議調整した平成14年度から平成22年度までの9ヵ年計画を尊重し、新町に引継ぎ実施する。
2. 障害者福祉事業については、次のとおりとする。
  - (1) 国・県の支援費制度は、現行のとおり新町において実施する。
  - (2) 国又は県が定める制度は、現行のとおり新町において実施する。
3. 精神医療費助成金については、大宮町を例として新町に引継ぎ実施する。
4. 心身障害者扶養共済制度加入者補助事業については、紀勢町を例として新町に引継ぎ実施する。
5. 身体障害者住宅改造補助については、大内山村を例として新町に引継ぎ実施する。
6. その他各町村が独自で実施している事業については、新町全体の均衡を保つよう新町において調整する。

### 23-9 高齢者福祉事業

高齢者福祉事業については、次のとおりとする。

- (1) 国又は県が定める制度は、現行の実施方法を調整し、新町で実施する。
- (2) 介護用品の支給については、大宮町を例として新町に引継ぎ実施する。
- (3) 寝たきり高齢者等介護手当等支給事業については、紀勢町を例として新町に引継ぎ実施する。
- (4) 痴呆予防事業については、大内山村を例として新町に引継ぎ実施する。
- (5) その他各町村が独自で実施している事業については、新町全体の均衡を保つよう新町において調整する。

## 23-10 児童福祉事業

1. 児童福祉事業については、国県の制度に基づいて実施している事業は、新町に引継ぎ推進する。
2. 子育て支援事業については、次のとおりとする。
  - (1) エンゼル手当支給制度については、現行のとおり新町に引継ぐものとする。ただし、対象は新生児のみとし、チャイルドシート購入助成を含め、5万円を支給するものとする。
  - (2) 母子家庭等入学、卒業祝金支給制度については、合併時に見直し、新町において新たに一人親家庭等入学・卒業祝金支給制度とする。ただし、支給の対象を母子、父子家庭とし、小・中学校入学時及び中学校卒業時に3万円を支給するものとする。
3. 放課後児童対策事業については、大内山村を例として新町に引継ぎ実施する。
4. 児童館運営事務については、大宮町、紀勢町の施設を現行のとおり新町に引継ぎ実施する。
5. 次世代育成支援対策については、平成17年4月1日から施行されるため、5年を1期とする計画を合併時までには3町村合同で策定し、新町において実施する。

## 23-11 保育事業

1. 国県の制度に基づいて実施している事業は、現行のとおり新町に引継ぎ実施する。
2. 保育料については、階層区分を国基準の7階層を使用し、保育料徴収金基準額表に基づいて、平成17年4月1日から統一する。
3. 保育時間については、長時間保育の実施も含め、大内山村を例として新町において実施する。
4. 遠距離通園費補助金については、現行のとおり大宮町のみ新町に引継ぎ実施し、合併後1年を目途に通園バスを運行し、補助金を廃止する。
5. 通園バス運行事業については、現行のとおり紀勢町、大内山村において引継ぎ運行する。

## 23-12 その他福祉事業

1. 老人保健特別会計は新町において統一し、老人保健事務については、現行のとおり新町に引継ぐ。
2. 福祉医療費制度については、次のとおりとする。

- (1) 心身障害者及び一人親家庭等の医療費制度については、現行のとおり新町に引継ぎ、平成17年4月1日より、入院助成及び所得制限を県基準とする。また、65歳以上心身障害者の申請は大宮町、紀勢町を例として、新町に引継ぐ。
- (2) 乳幼児医療費制度については、現行のとおり新町に引継ぎ、平成17年4月1日より、対象者は12歳到達年度末児とする。ただし、入院のみ15歳到達年度末児とし、対象医療費は乳幼児から4歳未満児は自己負担相当額を助成し、4歳以上15歳到達年度末児は自己負担相当額から1,000円を超える額を助成する。また、所得制限は県基準とする。
- (3) 68、69歳老人医療費制度については、現行のとおり新町に引継ぐものとする。ただし、平成17年8月31日をもって、県制度の廃止に伴う経過期間に準じて廃止する。
3. 保健事業及び健康づくり推進員については、合併時に廃止し、新町において新たに健康づくり推進員を設置し、保健師との協議により保健事業を実施する。
4. 生活保護事業については、現行のとおり新町に引継ぐ。

### 23-13 環境対策事業

1. 生ごみ処理機等購入補助金については、現行のとおり新町に引継ぎ実施する。
2. 地区ゴミ集積所設置事業補助金の補助制度は合併時に廃止し、現状のゴミステーションについては新町に引継ぎ、新町での新設更新等については、新たに基準を設け、町で設置する。また、維持管理については、現行のとおり新町に引継ぐ。
3. 一般廃棄物処理基本計画策定については、現在の計画は合併時に廃止し、新町において新たに計画を策定する。
4. 合併処理浄化槽設置整備事業補助については、紀勢町、大内山村を例として新町に引継ぎ実施する。

### 23-14 農林水産関係事業

1. 農林水産業の振興に関する各種計画については、新町において新たに策定する。
2. 国・県補助事業については、現行のとおり新町に引継ぎ実施するが、事業の実施に伴う負担割合については、継続中の事業は現行のとおりとし、新規事業については新たな負担割合を新町において定める。
3. 町村単独事業については、制度及び負担割合を新町において定め実施する。

4. 農林水産関係施設については、現行のとおり新町に引継ぐ。ただし、維持管理等については新町において調整する。
5. 産業祭については、新町において統一し、開催場所については旧町村単位での持ち回りとする。

#### 23-15 商工・観光関係事業

1. 商工会については、新町の一体性の確立を図る観点から、速やかに組織再編されるよう理解を求めるものとする。ただし、補助金については、運営・事業を勘案し新町において調整する。
2. 観光協会については、大宮町を例として新たに組織する。ただし、合併後2年を目途に業務の整理・拡大を図り再編する。補助金については、新町において事業内容を勘案し決定する。
3. 観光関係施設等については、現行のとおり新町に引継ぎ、新町において運営方法等について調整する。
4. 観光関係イベントについては、現行のとおり新町に引継ぎ、新町において運営方法等について調整する。

#### 23-16 建設関係事業

1. 現在認定されている道路、河川、急傾斜地指定箇所については、現行のとおり新町に引継ぐ。
2. 公営住宅については、現行のとおり新町に引継ぐ。
3. 町村営住宅については、現行のとおり新町に引継ぐ。
4. 入札及び契約に係る事務については、現行のとおり新町に引継ぐ。
5. 小規模集落道路整備事業補助金については、大宮町を例として新町に引継ぎ、新町において新たに事業実施要綱を定め実施する。

#### 23-17 上・下水道事業

1. 給水区域については、現行のとおり新町に引継ぎ、新町において効率運営・安定供給に努める。
2. 未普及地域については、新町において事業を実施し、全普及に努める。
3. 水道加入金徴収事務については、大宮町を例として新町に引継ぎ、また、新規加入金額については現行のとおり新町に引継ぎ、未普及地域解消後、統一に努める。

4. 水道料金については、新町において統一する。ただし、紀勢町錦地区については、料金格差が著しく大きいため段階的に調整する。
5. 簡易水道事業特別会計については合併時に新町において統一する。

### 23-18 学校教育事業

1. 学校区事務については、現行のとおり新町に引継ぐ。ただし、通学区域については、当面、現行のとおりとするが、地域の実情に応じて弾力的運用に努めるとともに、通学区域の見直し等を含め調整する。
2. 奨学金貸与事業については、現行のとおり新町に引継ぎ、新たに選考基準を定め、統一して実施する。なお、貸与額については、大内山村を例とし、貸与人数を各20名以内とする。また、貸与時期及び償還方法は紀勢町を例とし、返還の特例については、新町において廃止する。ただし、紀勢町に限り、合併時以前に借受けた者については、旧紀勢町の返還の特例を適用する。
3. 学校建設計画については、現行のとおり新町に引継ぎ統一する。
4. 修学旅行補助事業については、現行のとおり新町に引継ぎ実施する。ただし、補助額は修学旅行経費の3分の1とする。

### 23-19 社会教育事業

1. 指定文化財については、現行のとおり新町に引継ぎ、指定文化財として保護する。
2. 社会教育講座については、現行のとおり新町に引継ぎ、新たに各種講座・文化講演会等を企画し実施する。
3. 公民館講座については、現行のとおり新町に引継ぎ、新たに講座を企画し実施する。ただし、各講座に合った受講料を徴収する。
4. 文化協会については、大宮町、紀勢町を例として新町に引継ぎ、文化協会を設立する。また、旧町村単位に支部を置き地域活動の充実を図る。
5. 体育協会については、新町において体育協会を統合し、傘下に各種スポーツ協会を組織し、各種大会等を企画運営する。

### 23-20 その他事業

1. 指定金融機関等の取扱い  
新町発足時に新たに指定金融機関を指定する。  
指定金融機関は、(株)百五銀行とする。

## 2. 投票区及び投票所の取扱い

投票区及び投票所の設置については、合併後、最初に開催される選挙管理委員会において調整する。

## 3. ISO14001運用事業の取扱い

ISO14001運用事業については、大宮町を例として新町に引継ぐ。

## 4. 国際交流事業の取扱い

国際交流事業については、大宮町を例として新町に引継ぎ、事業内容等については新町において調整する。

## 5. 火葬場の管理の取扱い

火葬場の管理については、現行のとおり新町に引継ぐ。なお、火葬場使用料については、大内山村を例とする。ただし、大宮町火葬場及び紀勢町錦火葬場については、犬、猫の火葬は行わないこととし、町民以外の使用料については、紀勢町を例とするものとする。

## 6. 防犯灯の取扱い

防犯灯は、現在設置している施設については、現行のとおり新町に引継ぎ、町長が必要と認めた場合に限り新たに設置する。

## 7. 花卉栽培施設の取扱い

花卉栽培施設については、現行のとおり新町に引継ぎ、公共施設等への配布用の花苗作りの拠点施設とする。

## 8. 徴収嘱託員の取扱い

紀勢町錦地区の徴収嘱託員については、現行のとおり新町に引継ぎ、地区徴収制度は合併時に廃止する。

## 24 新町建設計画


新町建設計画については、別添「新町建設計画」に定めるとおりとする。

# 調 印 書

度会郡大宮町、同郡紀勢町、同郡大内山村は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第3条第1項の規定に基づく大宮町・紀勢町・大内山村合併協議会において、上記のとおり合併に関する協議が整ったので、ここに調印する。

平成16年 9月19日

大 宮 町 長

柄本廣文 

紀 勢 町 長

谷口友樹 

大 内 山 村 長

川倉文典 



立 会 人

合併協議会委員

田 岡 光 生

合併協議会委員

村 田 互 平

合併協議会委員

谷 口 翁 禎

合併協議会委員

前 野 昌 茂

合併協議会委員

西 村 敏 音

合併協議会委員

藤 原 正 幸

合併協議会委員

米 倉 郁 夫

合併協議会委員

田中昭一朗

合併協議会委員

黒村司

合併協議会委員

水野訓行

合併協議会委員

北村徳部

合併協議会委員

中瀬古忠善

合併協議会委員

鳥田操

合併協議会委員

山添裕康

合併協議会委員

西村裕新

合併協議会委員

西村満由美

合併協議会委員

系川公孝

合併協議会委員

西村公伸

合併協議会委員

山添茂樹

合併協議会委員

谷口凡

合併協議会委員

村田惇

合併協議会委員

江尻忠雄

合併協議会委員

西川順司

合併協議会委員

土馬喜勝

合併協議会委員

小倉公守

合併協議会委員

伊藤典子

合併協議会委員

合併協議会委員